

令和 5 年度神奈川県障がい者アスリート支援事業の概要

1 目的

東京 2020 パラリンピック競技大会を契機として神奈川県育ちの障がい者アスリートの継続的な競技力向上を目指し、夏季・冬季パラリンピック又はデフリンピックにおいて活躍が期待される選手及びその指導者に対し、活動経費の一部を補助する。

2 補助対象者

補助対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、日本パラリンピック委員会加盟競技団体から推薦を受けた者のうち、神奈川県障がい者アスリート支援事業補助対象者選考委員会により選考され、知事が決定した者とする。

(1) 選手

次のいずれかに該当し、かつ、夏季・冬季パラリンピック、夏季・冬季デフリンピック正式種目の選手で、日本パラリンピック委員会加盟団体強化指定選手又は強化指定が有力な者で、夏季・冬季パラリンピック、夏季・冬季デフリンピックにおいて活躍が期待される者とする。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センターのトップアスリートに認定されている選手は除く。

ア 神奈川県内に在住、在勤又は在学している者

イ 神奈川県内に主な活動拠点を有する者

ウ 神奈川県内の中学校、高等学校又は特別支援学校等を卒業した者

(2) 指導者

選考委員会において選考された者を指導している指導者とする。

※ その他 他都道府県の助成等を受けていないこと

3 補助額及び補助対象経費

(1) 選手

補助額及び補助対象経費等			
補助額	1人あたり年間50万円以内		
補助 対象経費	旅費	①海外遠征 ②国内遠征	国際大会出場や練習を行うための海外への派遣に係る費用 全国大会や強化練習会（合宿含）等への派遣に係る費用
	需用費	③競技用具の整備	対象者が競技に使用する消耗品（10万円未満）の購入又は修理に係る費用
	その他	④外部指導者招聘 ⑤医科学サポート ⑥栄養費(食費を除く)	国内外よりコーチ及びトレーナーを招いた際の謝金等に係る費用（通常指導を受けている指導者の謝金は対象外です。） 運動能力測定等に係る費用

(2) 指導者

補助額	1人あたり年間25万円以内		
補助 対象経費	旅費	①コーチプログラムへの参加に係る費用 ②国内外指導者の指導方法の習得に係る費用 ③上級指導者資格の取得に係る費用	
	その他	④国内外遠征帯同中の有力コーチの指導方法の視察に係る費用	

4 補助対象期間

補助金の交付決定を行った日から、最長で令和6年3月31日まで。

※ 事前着手届を出している場合は、令和5年4月1日から